

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出許可・役務取引許可申請等について

令和2年3月2日
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易審査課

標記については、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24・03・23貿局第1号輸出注意事項24第18号）」の「V 申請書及び添付書類の郵送による提出等」に基づき、許可申請、事前同意相談、許可条件の履行報告等に当たっては、窓口への書類の提出、電子申請、郵送による提出も可能となっております。

今般、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、当面の間、上記申請等は出来るだけ電子申請又は郵送にて行って頂くことを推奨します。なお、関連する質問などはメール又は電話でも承ります。皆様には、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上